

# 食品安全委員会第883回会合議事録

1. 日時 令和4年12月20日（火） 14：00～14：42

2. 場所 大会議室

## 3. 議事

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・農薬 3品目

(厚生労働省からの説明)

シフルフェナミド

チオジカルブ及びメソミル

プロチオコナゾール

・農薬及び動物用医薬品 3品目

(厚生労働省からの説明)

イミダクロプリド

クロチアニジン

ピペロニルブトキシド

・動物用医薬品 1品目

(厚生労働省からの説明)

プラレトリン

・農薬 7品目

(農林水産省からの説明)

1,3-ジクロロプロペン

アセタミプリド

イソチアニル

イミダクロプリド

クロチアニジン

ジノテフラン

チアメトキサム

・動物用医薬品 1品目

(農林水産省からの説明)

クロチアニジン及び*d,d*-T80-プラレトリンを有効成分とする畜舎噴霧剤（ヌーベルショット、トリプルアクセル）

(2) 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査結果について（第27回：  
令和4年9月30日時点）

(3) その他

#### 4. 出席者

(委員)

山本委員長、浅野委員、川西委員、脇委員、香西委員、松永委員、吉田委員

(説明者)

厚生労働省 小池残留農薬等基準審査室長

農林水産省 石岡農産安全管理課長

農林水産省 谷口畜産危機管理官

(事務局)

鋤柄事務局長、中事務局次長、込山総務課長、紀平評価第一課長、  
前間評価第二課長、浜谷情報・勧告広報課長、井上評価情報分析官、  
藤田リスクコミュニケーション官、寺谷評価調整官

#### 5. 配付資料

座席表

資料1-1 食品健康影響評価について<シフルフェナミド>

資料1-2 食品健康影響評価について<チオジカルブ及びメソミル>

資料1-3 食品健康影響評価について<プロチオコナゾール>

資料1-4 食品健康影響評価について<イミダクロプリド>

資料1-5 食品健康影響評価について<クロチアニジン>

資料1-6 食品健康影響評価について<ピペロニルブトキシド>

資料1-7 食品健康影響評価について<プラレトリン>

資料1-8 「シフルフェナミド」「チオジカルブ及びメソミル」「プロチオコナゾール」「イミダクロプリド」「クロチアニジン」「ピペロニルブトキシド」及び「プラレトリン」の食品安全基本法第24条第1項第1号及び第2項に基づく食品健康影響評価について

資料1-9 食品健康影響評価について<1,3-ジクロロプロペン>

資料1-10 食品健康影響評価について<アセタミプリド>

資料1-11 食品健康影響評価について<イソチアニル>

資料1-12 食品健康影響評価について<イミダクロプリド>

資料1-13 食品健康影響評価について<クロチアニジン>

資料1-14 食品健康影響評価について<ジノテフラン>

資料1-15 食品健康影響評価について<チアメトキサム>

- 資料 1-16 「1,3-ジクロロプロペン」「アセタミプリド」「イソチアニル」「イミダクロプリド」「クロチアニジン」「ジノテフラン」及び「チアメトキサム」の食品安全基本法第24条第3項の規定に基づく食品健康影響評価について
- 資料 1-17 食品健康影響評価について<クロチアニジン及び*d・d*-T80-プラレトリンを有効成分とする畜舎噴霧剤（ヌーベルショット、トリプルアクセル）>
- 資料 2 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査結果について（第27回：令和4年9月30日時点）

## 6. 議事内容

○山本委員長 ただ今から第883回「食品安全委員会」会合を開催いたします。

本日は7名の委員が出席です。

本日は厚生労働省の小池残留農薬等基準審査室長、農林水産省の石岡農産安全管理課長、谷口畜産危機管理官に御出席いただいています。

食品安全委員会は、原則として公開となっておりますが、新型コロナウイルス感染症対策のため、本日は傍聴の方においでいただくずに開催することといたします。なお、本会合の様子につきましては、食品安全委員会のYouTubeチャンネルにおいて動画配信を行っております。

それでは、お手元にございます「食品安全委員会（第883回会合）議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず、資料の確認を事務局からお願いします。

○込山総務課長 それでは、資料の確認をいたします。本日の資料は18点ございます。

まず、資料1-1から1-7までが厚生労働省からの食品健康影響評価に関する諮問書です。品目といたしまして、「シフルフェナミド」「チオジカルブ及びメソミル」及び「プロチオコナゾール」の農薬3品目と、「イミダクロプリド」「クロチアニジン」「ピペロニルブトキシド」の農薬及び動物用医薬品3品目、並びに動物用医薬品1品目「プラレトリン」に関する資料でございます。資料1-8が今申し上げた品目に関する厚生労働省の説明資料でございます。資料1-9から1-15までは農林水産省からの食品健康影響評価に関する諮問書、こちらは再評価品目でございますが、農薬7品目「1,3-ジクロロプロペン」「アセタミプリド」「イソチアニル」「イミダクロプリド」「クロチアニジン」「ジノテフラン」及び「チアメトキサム」に関する諮問書でございます。資料1-16はただ今申し上げた品目に関する農林水産省の説明資料でございます。資料1-17は動物用医薬品1品目「クロチアニジン及び*d・d*-T80-プラレトリンを有効成分とする畜舎噴霧剤（ヌーベルショット、トリプルアクセル）」についての農水省からの諮問書でございます。最後に

資料2が「食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査結果について」でござ  
います。

資料は以上でございしますが、不足などはございませんでしょうか。

○山本委員長 続きまして、議事に入る前に、「食品安全委員会における調査審議方法等  
について」に基づく事務局における確認の結果を報告してください。

○込山総務課長 御報告申し上げます。事務局におきまして、令和3年7月1日付で委員  
の皆様方に御提出いただきました確認書及び現時点での今回の議事に係る追加の該当事項  
の有無を確認いたしましたところ、本日の議事につきまして、委員会決定に規定する事項  
に該当する委員の方はいらっしゃいませんでした。

以上でございます。

○山本委員長 令和3年7月1日以降において確認書の記載事項に変更のある委員はおら  
ず、ただ今の事務局からの報告のとおりでということよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○山本委員長 ありがとうございます。

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関  
からの説明について

○山本委員長 最初の議事に入ります。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関か  
らの説明について」です。

資料1-1から1-7までにありますとおり、厚生労働大臣から12月14日付で農薬3品  
目、農薬及び動物用医薬品3品目、並びに動物用医薬品1品目について、資料1-9から  
1-15まで、並びに1-17にありますとおり、農林水産大臣から12月14日付で農薬7品目  
及び動物用医薬品1品目について、それぞれ食品健康影響評価の要請がありました。

まず、農薬3品目、農薬及び動物用医薬品3品目、並びに動物用医薬品1品目について、  
厚生労働省の小池残留農薬等基準審査室長から説明をお願いいたします。

○小池残留農薬等基準審査室長 厚生労働省残留農薬等基準審査室長の小池でございます。  
よろしくをお願いいたします。

それでは、資料1-8に基づきまして御説明をさせていただきます。

ページをめくっていただいて別添1の1ページを御覧ください。1剤目、農薬「シフルフェナミド」でございます。本件は農林水産省から農薬取締法に基づく適用拡大申請による残留基準値設定などの要請がなされていることから、改めて食品健康影響評価をお願いするものでございます。

用途は殺菌剤でございます。日本においては農薬として、なす、きゅうりなどに農薬登録されており、今回、なし、さやえんどうなどへの適用拡大申請がなされております。

国際機関、海外での状況ですが、JMPRの毒性評価はなされておらず、国際基準は設定されておりません。諸外国においては、米国でりんご、ホップ、欧州でりんご、なしなどに基準値が設定されてございます。

食品健康影響評価での評価はこれまで3回評価いただいており、ADIは0.041と設定されています。

ページをめくっていただきまして2剤目です。農薬「チオジカルブ及びメソミル」でございます。本件につきましては、ポジティブリスト制度の導入時に暫定的に設定された残留基準、いわゆる暫定基準を見直すために食品健康影響評価をお願いするものでございます。

用途は殺虫剤でございます。日本においては農薬として、メソミルはかぼちゃ、いちごなどに、チオジカルブは非食用作物のみに登録されてございます。

国際機関、海外での状況ですが、JMPRにおいて毒性評価がなされており、国際基準は、りんご、ももなどに設定されてございます。諸外国において、メソミルは米国でりんご、ぶどう、欧州でバナナ、にんじんなどに、チオジカルブは米国でブロッコリー、キャベツ、欧州でバナナ、にんじんなどに基準値が設定されております。

食品安全委員会での評価は今回が初となります。

続きまして、3剤目、農薬「プロチオコナゾール」でございます。本件は農林水産省から農薬取締法に基づく適用拡大申請などによる残留基準設定の要請がなされていることから、改めて食品健康影響評価をお願いするものでございます。

用途は殺菌剤でございます。日本においては農薬として、小麦及びてんさいに農薬登録されており、今回、小麦における使用時期の変更について適用拡大申請がなされてございます。

国際機関、海外での状況ですが、JMPRにおいて毒性評価がなされており、国際基準は、小麦、ばれいしょなどに設定されています。また、諸外国においては、米国で大豆、ばれいしょ、欧州で小麦、りんごなどに基準値が設定されております。

食品安全委員会での評価はこれまで4回評価いただいており、ADIは0.011、ARFDにつきましては一般の集団で1、妊婦または妊娠している可能性のある女性で0.02と設定されてございます。

めくっていただきまして4剤目でございます。農薬及び動物用医薬品「イミダクロプリド」でございます。本件はインポートトレランスによる残留基準設定の申請がなされてい

ることから、改めて食品健康影響評価をお願いするものです。

用途は殺虫剤や寄生虫駆除剤でございます。

日本においては、農薬として、稲、トマトなどに農薬登録されております。また、動物用医薬品として畜・鶏舎などを対象に承認がなされております。

国際機関、海外での状況ですが、JMPRにおいて毒性評価がなされており、国際基準はキャベツ、りんごなどに設定されています。また、諸外国においては米国でレタス、魚類、欧州でトマト、魚類などに基準値が設定されており、今回、魚介類（さけ目魚類に限る。）についてインポートトレランス申請がなされております。

食品安全委員会での評価では、これまでに3回評価いただいております、ADIは0.057、ARfDは0.1と設定されてございます。

次にめくっていただきまして5剤目です。農薬及び動物用医薬品「クロチアニジン」でございます。本件は農林水産省から医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく承認に係る意見聴取の依頼がなされていることから、改めて食品健康影響評価をお願いするものです。

用途は殺虫剤でございます、日本においては農薬として、稲、りんごなどに農薬登録されております。また、動物用医薬品としては承認されておらず、今回、畜・鶏舎などへの承認申請がなされております。

国際機関、海外での状況ですが、JMPRにおいて毒性評価がなされており、国際基準は、大麦、ぶどうなどに設定されています。諸外国においては、米国で大豆、乳、欧州ではトマト、牛などに基準値が設定されております。

食品安全委員会での評価はこれまで6回評価いただいております、ADIは0.097、ARfDは0.6と設定されてございます。

めくっていただきまして6剤目でございます。農薬及び動物用医薬品「ピペロニルブトキシド」でございます。本件はポジティブリスト制度導入時に暫定的に設定された残留基準、いわゆる暫定基準の見直し及び農林水産省から医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく本成分を含有する動物用医薬品の承認に係る意見聴取の依頼がなされていることから、食品健康影響評価をお願いするものです。

用途は共力剤でございます、日本においては農薬として農薬登録されておられません。また、動物用医薬品としては承認されておらず、今回、本成分を含む動物用医薬品の畜・鶏舎などへの承認申請がなされております。

国際機関、海外での状況ですが、JMPRにおいて毒性評価がなされており、国際基準はトマト、牛などに設定されております。諸外国においては、米国でばれいしょ、牛などに基準値が設定されており、欧州では設定の必要はなしとされております。

食品安全委員会での評価は今回が初となります。

続きまして、7剤目、動物用医薬品「プラレトリン」でございます。本件は農林水産省から医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく承認に

係る意見聴取の依頼がなされていることから、食品健康影響評価をお願いするものでございます。

用途は殺虫剤・防虫剤でございまして、日本においては動物用医薬品として畜・鶏舎などに承認されており、今回、畜・鶏舎などへの使用方法の変更に伴う承認申請がなされてございます。

国際機関、海外での状況ですが、JECFAでは毒性評価は行われておりません。諸外国においては、米国で全ての農産物に基準値が設定されております。

食品安全委員会での評価等につきましては、今回が初となります。

最後になりますが、別添2につきまして、今回改めて評価をお願いするものにつきまして、資料の別添2に前回の評価時点からの追加データの状況を列記してございます。

説明は以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容について御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

よろしいですか。

次に、議事を続けます。農薬7品目について、農薬取締法第8条第4項の規定に基づき行われる農薬の再評価に係る評価要請がありますので、農林水産省の石岡農産安全管理課長から説明をお願いいたします。

○石岡農産安全管理課長 農林水産省農産安全管理課長の石岡と申します。よろしくお願ひいたします。

それでは、資料1-16に基づきまして説明させていただきたいと思ひます。

今回、食品安全委員会に食品健康影響評価をお願いするものは、農薬の再評価に係る7つの農薬でござひます。農薬の再評価につきましては、10月の第874回会合において説明させていただきましたけれども、農薬の安全性を一層向上させるために、登録されている全ての農薬を対象に最新の科学的知見に基づいて安全性の再評価を行うというものでござひます。

今回、7つの農薬のうちまず1つ目でござひますけれども、1枚めくっていただきまして「1,3-ジクロロプロペン」でござひます。これは殺虫剤でございまして、日本では1950年に登録され、キャベツやトマトなどに使用されております。食品安全委員会では4回評価をいただきまして、ADI及びARfDが設定されているところでござひます。

続きまして、2つ目の「アセタミプリド」でござひます。これは殺虫剤でございまして、日本では1995年に登録され、葉菜類や果樹類等に使用されているところでござひます。食品安全委員会では3回評価をいただきまして、ADI、ARfDが設定されているというものでござひます。

次にめくっていただきまして、3つ目の「イソチアニル」でござひます。これは殺菌剤

でございます。日本では2010年に登録され、稲に使用されているところでございます。食品安全委員会では1回評価をいただきまして、ADIが設定されているところでございます。

次にめくっていただいて、4つ目の「イミダクロプリド」でございますけれども、これは殺虫剤でございます。日本では1992年に登録され、稲や果樹類等に使用されております。食品安全委員会では3回評価いただき、ADI及びARFDが設定されているところでございます。

次にめくっていただいて、5つ目の「クロチアニジン」でございますけれども、これは殺虫剤でございます。日本では2001年に登録され、稲や果樹類等に使用されております。食品安全委員会では6回評価をいただきまして、次のページになりますけれども、ADI及びARFDが設定されているところでございます。

次に、6つ目の「ジノテフラン」でございますが、これは殺虫剤でございます。日本では2002年に登録され、稲や果樹類等に使用されております。食品安全委員会では6回評価をいただきまして、ADI及びARFDが設定されているというものになります。

最後、7つ目の「チアメトキサム」でございますが、これは殺虫剤でございます。日本では2000年に登録され、稲や果樹類等に使用されております。食品安全委員会では3回評価いただきまして、ADI、ARFDが設定されているところでございます。

農林水産省からの説明は以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。  
松永委員。

○松永委員 松永でございます。御説明どうもありがとうございます。

再評価について御説明くださった農林水産省の石岡課長にお伺いしたいことがあります。今回7つ再評価ということで御説明いただきましたけれども、この中には社会的な関心が非常に高いネオニコチノイド系殺虫剤が含まれています。昨年度、食品安全委員会でもリスクコミュニケーションを実施しましたが、その中でもやはり関心が非常に高かったタイプの農薬です。これら関心が高い、科学者もいろいろな方々も注目しているということで、恐らく通常の農薬だと農薬メーカーさんが毒性試験をいろいろ行ってデータを出していただいてという、そういうデータが中心になるのですが、これらのネオニコチノイド系農薬については大学とかほかの研究機関等で様々な研究が行われていて、学術論文として発表されている。そういう公表文献がかなり多いのではないかなと思っております。評価要請に当たってどのくらい提出されたのか、どういうふうにかこの先進めていかれるのかというところをもう少し詳しく御説明いただきたいのですが。

○山本委員長 石岡課長、お願いします。



○石岡農産安全管理課長 ありがとうございます。松永委員からお話のありました再評価でございますけれども、今回の再評価に当たりましては、通常データに加えまして、公表論文も提出して評価をいただくという形にしておるところでございます。

御質問がありました公表文献の数でございますけれども、剤によって異なる場合がございますので、一概には言えないところがあるのですが、ガイドラインに基づきまして、システムチェックレビューに基づいて広範な文献検索を行い、多いものでは1万を超える文献の検索をまずしております。この中から評価目的と適合するものがどれかとか、そういった適合性の確認を行ったものを公表文献報告書として整理しております。その中から食品安全委員会に関係するということで、人に対する毒性の分野の文献とか、あとはEFSA等の海外の評価書に結果が引用されているものも含めて送付しているところでございます。

こうした公表論文の提出に当たりましては、食品安全委員会の農薬第一専門調査会で御決定いただいた「残留農薬の食品健康影響評価における公表文献の取扱いについて」という文書に沿った形で整理させていただいて、該当する文献のリストなども提出させていただいているところです。

私からは以上でございます。

○山本委員長 よろしいですか。

○松永委員 はい。ありがとうございます。ということは、1万を超える多数の文献があるものもあるということでしたが、もしかすると環境影響とか使用者安全とか、食品安全委員会が評価しない、環境省さんとか農水省さんとか別のところでもというものも含めての1万というふうに理解したらよろしいのでしょうか。

○山本委員長 石岡課長、よろしいですか。

○石岡農産安全管理課長 最初の文献で1万を超えるとお話ししたのは、そういった食品安全委員会の食品分野の毒性に関係ない分野も含めていることと、物によって今回の評価目的に直接適合しないものも含まれておりますので、そういった幅広い文献をまずは一回検索した上で、絞り込みを行って、関係するものを送っているというように御理解いただければと思います。

○松永委員 ありがとうございます。

実はちょっと食品安全委員会の事務局の方にもお尋ねしたいことがあります。今お聞きして、多数の文献から評価目的に適合したものをきちんと選ぶというのは科学的なリスク評価の非常に大きなポイントであるというふうに私自身は理解しています。一方で、社会

の方たちの中の一部の方に、ちょっとそこに懸念を持っておられる方がいるのも事実であろうと思います。つまり、農薬企業さんが提出した資料を基にして、リスク管理機関である農林水産省が整理してリストにしたものを出していただけるということで、そこでちょっとバイアスが起きるのではないかなというような懸念を持っておられる方も一部にはいらっしゃるのですね。そういうお声も実際に聞いたりします。

当然、食品安全委員会としては、そうではないと。そのままではなく、きちんと食品安全委員会としても緊張感を持って精査するということになるのだと思っているのですが、なかなかそこら辺は関係が複雑な部分もありますので、事務局からこの先、食品安全委員会としてどういうふうに評価するのかというところを説明いただけないでしょうか。

○山本委員長 事務局、お願いいたします。

○紀平評価第一課長 事務局よりお答えいたします。

まず、食品安全委員会における残留農薬の評価に関しましては、先ほど石岡課長からも説明がありましたけれども、公表文献を評価に使用するに当たって、食品健康影響評価を行うという目的との適合性ですとか結果の信頼性などについて十分な検討を実施する具体的な考え方を農薬第一専門調査会の方で決定した考え方というものがございます。農林水産省さんの方で今回、公表文献の収集と絞り込みを行われていますけれども、そちらで使われたガイドラインはこの食品安全委員会で決定した考え方に沿っているものというふうに承知しております。

今回提出されます各剤の公表文献の報告書におきましては、公表文献の収集ですとか絞り込みのプロセスが記載されているということとなりますので、その妥当性についても確認した上で提出いただいた文献の評価を専門調査会の方で進めていただく予定としております。

また、そのほかにも追加の文献などが必要と判断される場合には、リスク管理機関に対して追加情報の提出を求めるですとか、委員や専門委員から提供いただいた文献などについても検討の対象としていくこととしております。

以上でございます。

○山本委員長 よろしゅうございますか。

○松永委員 ありがとうございます。私も、それからほかの委員もだと思っておりますけれども、緊張感を持って科学的な評価を行う審議をしていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○山本委員長 ほかにございませんか。

それでは、まず、厚生労働省から御説明のありました農薬「チオジカルブ及びメソミル」については農薬第五専門調査会において、農薬及び動物用医薬品「ピペロニルブトキシド」については動物用医薬品専門調査会において審議を行った後に農薬第三専門調査会において、動物用医薬品「プラレトリン」については動物用医薬品専門調査会において審議することといたします。

同じく厚生労働省から御説明がありました農薬「シフルフェナミド」及び「プロチオコナゾール」の2品目につきましては、食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有しておりますので、平成21年10月8日付の委員会決定「食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有している評価対象について、食品安全基本法第24条の規定に基づき意見を求められた場合の取扱いについて」の適用を受けるものと認められます。

これらの品目については、いずれも今回の諮問に当たり試験成績等が追加提出されておりますので、同委員会決定の1の(2)の規定により、担当の浅野委員から、先ほどの厚生労働省からの説明及び今回追加で提出された資料に基づき既存の評価結果に影響が及ぶかどうかについて説明をお願いいたします。

○浅野委員 農薬「シフルフェナミド」につきましては、復帰突然変異試験等が追加されていることから、現時点で既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があるかと認められます。農薬「プロチオコナゾール」につきましては、急性経口毒性試験が追加されていますが、当該試験は既に海外評価書に記載されている試験結果を基に評価しておりまして、既存の評価結果に影響を及ぼすとは認められないと考えます。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の浅野委員からの説明によれば、農薬「シフルフェナミド」については、現時点で既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があるとのことですので、農薬に関する専門調査会において審議する。農薬「プロチオコナゾール」については、既存の評価結果に影響を及ぼすとは認められないとのことですので、専門調査会による調査審議を経ることなく、今後、委員会において審議を行い、必要に応じて評価書を改訂するというところでよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○山本委員長 ありがとうございます。それでは、農薬「シフルフェナミド」については、農薬第五専門調査会において審議することといたします。

次に、厚生労働省と農林水産省からそれぞれ御説明のありましたとおり、農薬「イミダクロプリド」及び「クロチアニジン」については、食品衛生法に基づく農薬等の残留基準

値の設定に当たっての評価要請と農薬取締法に基づく再評価に係る評価要請がありました。これら農薬2品目と、農林水産省から御説明いただいたそのほかの農薬「1,3-ジクロロプロペン」「アセタミプリド」「イソチアニル」「ジノテフラン」及び「チアメトキサム」の5品目は農薬の再評価制度の趣旨を踏まえ、最新の科学的知見に照らして改めて評価を行い、食品の安全性を確保する必要があると考えられますので、農薬に関する専門調査会において審議するということがいけるでしょうか。

(首肯する委員あり)

○山本委員長 それでは、農薬「1,3-ジクロロプロペン」「アセタミプリド」「イソチアニル」「ジノテフラン」及び「チアメトキサム」については農薬第一専門調査会において、農薬及び動物用医薬品「イミダクロプリド」及び「クロチアニジン」については農薬第一専門調査会において審議を行った後に動物用医薬品専門調査会において審議することといたします。

小池室長、石岡課長、ありがとうございました。

続きまして、動物用医薬品1品目について、農林水産省の谷口畜産危機管理官から説明をお願いいたします。

○谷口畜産危機管理官 農林水産省の谷口でございます。本日はどうぞよろしくお願いたします。

本日、食品健康影響評価をお願いいたしますのは、医薬品、医療機器等法に基づく製造販売の承認申請のありました動物用医薬品1製剤でございます。

お手元の資料1-17を御覧ください。本製剤は、「クロチアニジン及び*d-d*-T80-プラレトリンを有効成分とする畜舎噴霧剤」で、製剤名は2つありまして、ヌーベルショットとトリプルアクセルでございます。この2製剤は名称のみが異なりまして、同一の製剤でございます。

1枚おめくりください。本製剤の主剤、添加剤、用法・用量、効能・効果は資料に記載のあるとおりでございます。本製剤は、動物へ直接噴霧を意図しておりません。しかしながら、畜舎内の動物へのばく露が想定されることから、今回、食品健康影響評価をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○山本委員長 ありがとうございました。

ただ今の説明の内容について、御意見、御質問がございましたら、お願いたします。よろしいでしょうか。

それでは、本件については、動物用医薬品専門調査会において審議することといたしま

す。

谷口管理官、どうもありがとうございました。

(2) 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査結果について（第27回：令和4年9月30日時点）

○山本委員長 次の議事に移ります。

「食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査結果について（第27回：令和4年9月30日時点）」です。

本件については、事務局から説明をお願いいたします。

○浜谷情報・勧告広報課長 お手元の資料2「食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査結果について」を御説明させていただきます。

1 ページ目を御覧ください。調査の目的ですけれども、食品安全基本法第23条第1項第4号の規定に基づき、関係行政機関の施策の実施状況を監視するための調査を行い、食品安全委員会が行った食品健康影響評価がリスク管理措置に適切に反映されているかどうかを把握するためのものがございます。

調査の対象品目は、令和2年10月1日から令和3年9月30日の間に通知を行った品目ですが、昨年度、9月30日時点で具体的なリスク管理措置に至っていないものについても調査を行っています。合わせて208件に相当します。

2 ページ目と3 ページ目を御覧ください。2 ページ目の表で全体の整理をしておりますが、全208件のうち131件についてはリスク管理措置が講じられているとのことです。

委員の皆様方の御関心があるのは多分、3 ページ目の1の3つ目のポツになると思うのですが、農薬31件、動物用医薬品7件については、いまだ審議会の開催に至っていないということで報告を受けているのですが、これについては3つの理由が挙げられています。1つ目は、基準設定に必要な海外データの収集があること。これにつきましては、特に飼料作物の基準値設定に関して、輸入をする先の国の作物残留データが必要だということで、この情報の提出を待っているということでした。2つ目の食品安全委員会の再諮問のために資料収集が必要であることについてですが、これは平成26年以前に評価をされた農薬について、ARfDの評価をするための再諮問に向けて情報収集を進めている最中であるということでした。3つ目のほかの行政機関などでの対応を待つ必要があることについてですが、これは特に薬剤耐性に関するデータについて、農林水産省を通じてメーカーにデータを照会している状況であるということでした。4つ目のポツの汚染物質1件についてなのですが、これは清涼飲料水中の鉛に相当しまして、これにつきましては昨日、厚生労働省から公表されたのですが、本年12月26日に薬事・食品衛生審議会の食品規格部会において清涼飲料水中の鉛についての規格改正について審議されるということがございます。

ました。

2番目になるのですけれども、こちらは自ら評価を行ったものに関するその後の対応について御説明をいたします。

1つ目は鉛でございますが、こちらについては令和3年に自ら評価を行っています。これに対してリスク管理機関は以下のような対応を取っています。まず厚生労働省ですが、厚生労働省の清涼飲料水以外の食品に関しては、毎年トータルダイエットスタディで鉛以外の危害要因を含む摂取量調査を継続して実施しておりまして、特に鉛については1980年代以降、排出源対策が進みまして、食品を経由した鉛の摂取量は大きく下がっているという状況でございます。これを踏まえて厚生労働省では、食品衛生法の規画基準について、清涼飲料水以外のものについては直ちに設定する必要がないという判断をしておるのですが、ただし、引き続き食品を経由した摂取量の継続的な調査は実施するというところで、ここに掲げている厚生労働科学研究の中で継続するという連絡が来ています。

2つ目の環境省についてですが、こちらは河川等の水質、土壌などについて環境基準等が設定されており、これらの基準を維持するというものでした。

3つ目の農林水産省なのですけれども、排出源対策が進んで、環境中の鉛のレベルは引き下がっているということなのですが、一方で国際的にはコーデックス委員会が「食品中の鉛の汚染防止及び低減のための実施規範」というものを策定して公表しておりますので、農林水産省としては、こういった生産現場における鉛の低減対策に関する周知を行うべく、コーデックスの実施規範を和訳して、農林水産省のウェブページに公表する予定ということで連絡が来ています。

(2)ですけれども、アレルギーを含む食品(卵)についてでございます。こちらは令和3年に自ら評価を行っています。これを踏まえて消費者庁なのですけれども、従前から食品表示法に基づくアレルギーを含む食品の表示を行ってきたところなのですが、自ら評価の結果を踏まえて、現行制度を維持するという方針を示しています。

4ページ目を御覧ください。(3)のオクラトキシンAですけれども、こちらについては昨年も御報告をしております。平成26年の自ら評価結果の通知を受けて、薬事・食品衛生審議会では、小麦、大麦及びライ麦について、コーデックスに準じて基準値を設定する方針が示されました。さらに、平成28年の同じく薬事・食品衛生審議会において、より正確に汚染実態を把握する必要性が指摘されたことから、引き続き汚染実態調査を実施中ということで、この調査を現在継続しているという報告がございました。

私からの説明は以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

川西委員。

○川西委員 今御報告いただいた2つ目の自ら評価のことの(2)のアレルゲンを含む食品(卵)についてなのですが、これは令和3年6月に各リスク管理機関に私どもからの評価書を通知した際に、「アレルゲンを含む食品の表示の違反事例及び自主回収事例に関する網羅的な情報、並びに行政による監視の結果に関する一元的な情報の収集に努めること。また、食物アレルギーの実態調査を引き続き適切に実施すること。」について要請をしておりますが、その後、消費者庁の対応状況についてはどのようなになっているか、分かる範囲で結構ですので、御説明をお願いします。

○山本委員長 事務局、お願いいたします。

○浜谷情報・勧告広報課長 御質問ありがとうございます。消費者庁から現状を聞き取ったところ、2つございまして、1つ目は医療機関を通じてアレルゲンを含む食品の誤表示による健康被害の事例等について毎年調査をしているということが1つ目。それから2つ目は、現在、自治体が実施しています表示監視の取組の中でアレルゲンを含む食品の表示についても確認をしているということで、こうした調査の結果については、消費者庁のホームページ上で公表しているという回答を得ています。

○山本委員長 よろしいでしょうか。

○川西委員 ありがとうございます。これはとても大切なことだと認識しておりますので、引き続きよろしくお願ひするようにお伝えいただければと思います。

○山本委員長 事務局、どうぞ。

○浜谷情報・勧告広報課長 ありがとうございます。御指摘の点につきましては、消費者庁に伝達をしたいと思います。

○山本委員長 ありがとうございます。

ほかにございませんか。

### (3) その他

○山本委員長 それでは、ほかに議事はありますか。

○込山総務課長 特にございませぬ。

○山本委員長　これで本日の委員会の議事は全て終了いたしました。

　次回の委員会会合は、年が明けて1月10日火曜日14時から開催を予定しております。

　また、21日水曜日13時から「農薬第五専門調査会」が、22日木曜日9時半及び10時半から「肥料・飼料等専門調査会」が、23日金曜日9時半から「汚染物質等専門調査会」が、それぞれウェブ会議システムを利用して開催される予定となっております。

　本日の委員会は今年最後の委員会です。皆さん、どうもお疲れさまでした。よいお年をお迎えください。

　以上をもちまして、第883回「食品安全委員会」会合を閉会いたします。

　どうもありがとうございました。